

議案第 86 号

字の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

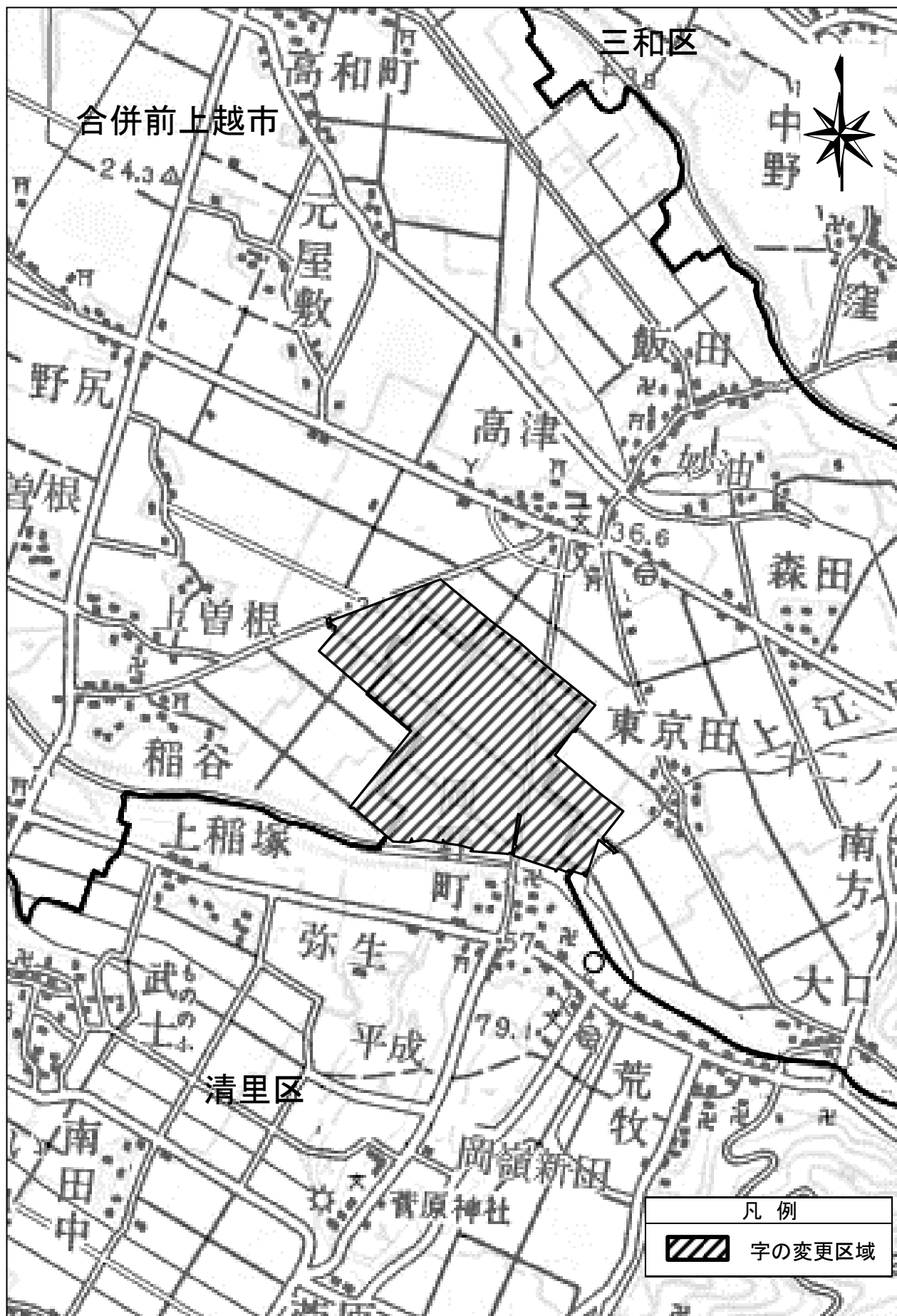
別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
清里区 岡野町	向 へ	4から8まで、10、11、12の一部、13から26まで、 27の1、27の2、28から31まで、33の1、33の2、 34から55まで、56の2、57、63から70まで、 71から73までの各一部、74から94まで、96の1、 96の2、97から143まで	清里区 岡野町	
	道 地	144から172まで、173の1、173の2、 174から176まで、177の1、177の2、178、 179の1、179の2、180、181、182の一部、 183の一部、197から202まで、204の一部、 205の一部、207から218まで、219の一部、 222から237まで、238の一部、239から243まで、 244の1、244の2、245から260まで、261の一部、 262から272まで		
	谷 内	273の一部、274から305まで、307から314まで、 316の1、316の3、318の一部、 319から337まで、339から349まで、 352から354まで		
東京田	戸 切	172の一部、173の一部、175の2の一部、181の一部、 209の一部		
	ヨマゼ	470の一部、481の2の一部		
稲 谷	藤 棚	44の4の一部		
	熊の田	86の一部、89の一部、92の一部、95の一部、 96の一部、104の4の一部		
	縄手下	188の2から188の4まで		
高 津	板 橋	239の一部、240の1、240の2の一部、242の一部		
飯 田	森の町	24の1、24の2		
大 口	下 田	68の3		
東京田	戸 切	172の一部、173の一部、174、175の1、 175の2の一部、176から180まで、181の一部、 184から186まで、188から190まで、191の3、 199の2、200から208まで、209の一部	東京田	
清里区 岡野町	道 地	182の一部、183の一部、203、204の一部、 205の一部、206、238の一部		
稲 谷	藤 棚	44の2、44の3、44の4の一部	稲 谷	

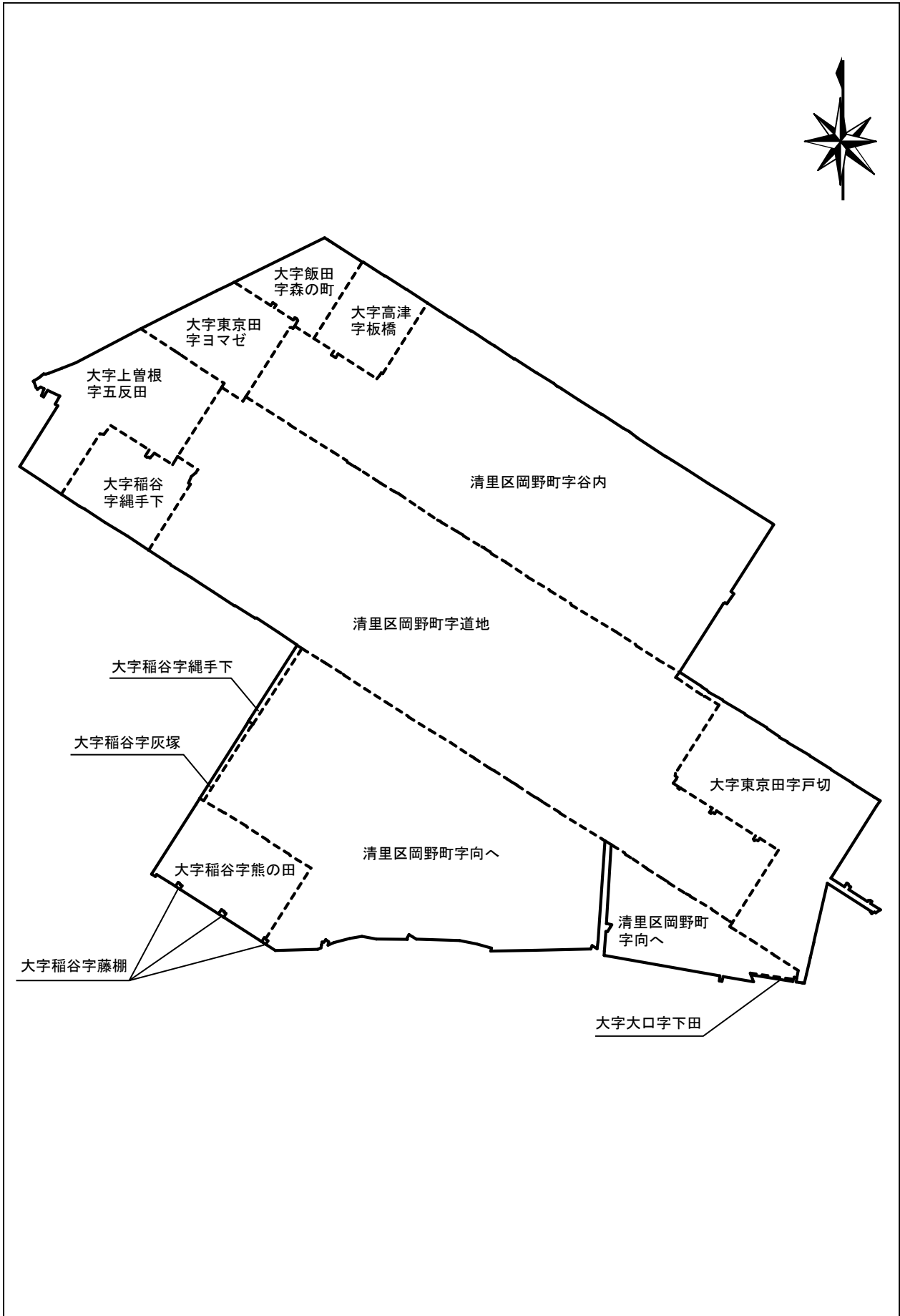
変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
稲 谷	熊の田	85、86の一部、89の一部、92の一部、93、 95の一部、96の一部、97、100、104の4の一部	稲 谷	
	灰 塚	150の2		
	縄手下	151、173の2、181の一部、182から185まで、 187、188の1、189		
清里区 岡野町	向 へ	12の一部、71から73までの各一部		
	道 地	219の一部		
上曾根	五反田	19の一部		
上曾根	五反田	1の一部、2から10まで、11から18まで、19の一部、 20から22まで、30、31	上曾根	
稲 谷	縄手下	181の一部		
清里区 岡野町	道 地	261の一部	下曾根	
	谷 内	273の一部		
東京田	ヨマゼ	470の一部、471から474まで、475の1、 475の2、476の1、476の2、477の1、 477の2、478の1、478の2、479、480、 481の1、481の2の一部		
上曾根	五反田	1の一部		
飯 田	森の町	25の一部、26の一部、27の2の一部、30の2の一部		
高 津	板 橋	236の一部、237、238、239の一部、 240の2の一部、242の一部		
清里区 岡野町	谷 内	318の一部		
飯 田	森の町	25の一部、26の一部、27の1、27の2の一部、28の1、 28の2、29、30の2の一部	飯 田	
東京田	ヨマゼ	470の一部		
高 津	板 橋	236の一部		

上記地番は、令和5年5月8日現在の登記簿による。

県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 岡野町地区
位置図



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 岡野町地区
字の区域並びに名称変更前図



県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型） 岡野町地区
字の区域並びに名称変更図

